

# 生涯スポーツ推進県民会議顕彰推薦基準

生涯スポーツ推進のため、地域（市町村・地区）や職域等で、体育・スポーツ・レクリエーションについて広く県民の意識を啓発し、また、日常生活の中で継続して実践するなど、明るく活力に満ちた地域社会の発展に貢献した個人及び団体（グループ・サークル・クラブ等）で次の各号に該当する者を推薦する。

ただし、過去において国及び県のスポーツに関する表彰を受けたことのないものであり、生涯スポーツ推進県民会議顕彰規程第2条第2項に該当しないものであることとする。

なお、団体については受賞日から20年以上経過し、その間顕著な功績をあげたものも対象とする。

## 1 個人 顕 彰

- (1) 地域や職域において、引き続き10年以上スポーツの普及振興のため、企画又は指導に率先して身した者であり、50歳以上の者とする。ただし、財政的援助をしたにすぎない者や公務員で本務として指導に当たっている者は含めない。
- (2) 現在も、スポーツを日常生活の中で継続し実践している者や熱心に指導している者であること。
- (3) 職域におけるスポーツの普及振興に功績のある者については、職域のスポーツのみならず地域社会のスポーツ振興にも貢献している者であること。

なお、商業スポーツの経営者や柔道整復師で柔道の指導に功績のある者については、営業との関連を十分検討すること。

## 2 団 体 顕 彰

- (1) 地域や職域等のスポーツ団体であり、10人以上によって構成され、定期的、計画的、組織的に活動していること。
- (2) 団体の活動が地域及び職域等のスポーツの普及振興に貢献しているとともに、他の団体の範に足るものであること。
- (3) 団体が設立されて10年以上を経過し、その実績が年々向上していると認められるものであること。
- (4) 団体の活動が地域住民や職場の健康・体力を増進し、生活を明るく豊かにするなど貢献していること。

### 附 則

この規程は、昭和53年1月10日から施行する。

個人、団体の活動期間は、昭和60年度より5年以上を10年以上と改正する。

この基準は、平成2年2月17日から施行する。

この基準は、平成3年2月16日から施行する。

この基準は、平成10年2月14日から施行する。

この基準は、平成11年2月13日から施行する。

この基準は、平成24年5月10日から施行する。